

◎新潟県告示第5号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、上越市の関川水系土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和4年1月4日

新潟県上越地域振興局長

1 退 任

理 事 上越市大字四辻町733番地

中島 久義

退任年月日 令和3年12月3日